

第 2 編

地下 水 の 水 質 測 定 結 果

I 測定の概要

1 測定期間

平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月

2 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、ひたちなか市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、県下 89 地点（40 市町村）において地下水質の測定を実施した。

測定項目別測定地点数、市町村別測定地点数及び測定点の位置は表 1、表 2 及び別図のとおりである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺における地下水質の状況を把握した。

(3) 定期モニタリング調査

平成元年度から 17 年度の調査において、ひ素、トリクロロエチレン等が環境基準を超過した井戸について、水質の経年的な推移を把握するためにモニタリング調査を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

1) カドミウム	2) 全シアン	3) 鉛
4) 六価クロム	5) 総水銀	6) ひ素
7) ジクロロメタン	8) 四塩化炭素	9) 1,2-ジクロロエタン
10) 1,1-ジクロロエチレン	11) シス-1,2-ジクロロエチレン	12) 1,1,1-トリクロロエタン
13) 1,1,2-トリクロロエタン	14) トリクロロエチレン	15) テトラクロロエチレン
16) ベンゼン	17) セレン	18) 1,3-ジクロロプロペン
19) チウラム	20) シマジン	21) チオベンカルブ
22) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23) ふつ素	24) ほう素

(2) 汚染井戸周辺地区調査

検出された有害物質等の測定を行った。なお、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが検出された地区においては、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンの 4 物質の測定を行った。

(3) 定期モニタリング調査

鉛、ひ素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにふつ素の測定を行った。

5 測定方法

水質汚濁防止施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境庁長官が定める検定方法（平成元年環境庁告示第 39 号）による。

II 測定結果の概要

1 概況調査

県内 89 地点 89 井戸で調査した結果、ひ素 2 井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 14 井戸で環境基準を超過した。

この他、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペンといった物質が検出された。

概況調査結果

(環境基準項目)

測定項目	調査 井戸数	検出 井戸数	うち環境基準 超過井戸数	環境基準超過 地点測定値 (mg/l)	環境基準値 (mg/l)	検出下限値 (mg/l)
カドミウム	89	0	0		0.01 以下	0.001
全シアン	89	0	0		検出されないこと	0.1
鉛	89	1	0		0.01 以下	0.005
六価クロム	89	3	0		0.05 以下	0.005
ひ素	89	4	2	0.008~0.067	0.01 以下	0.005
総水銀	89	0	0		0.0005 以下	0.0005
ジクロロメタン	89	0	0		0.02 以下	0.002
四塩化炭素	89	0	0		0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	89	0	0		0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	89	0	0		0.02 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	89	0	0		0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	89	0	0		1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	89	0	0		0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	89	0	0		0.03 以下	0.002
テトラクロロエチレン	89	1	0		0.01 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	21	1	0		0.002 以下	0.0002
チウラム	21	0	0		0.006 以下	0.0006
シマジン	21	0	0		0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	21	0	0		0.02 以下	0.002
ベンゼン	89	0	0		0.01 以下	0.001
セレン	11	0	0		0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	89	76	14	0.04~34	10 以下	0.02
ふつ素	88	22	0		0.8 以下	0.08
ほう素	89	2	0		1 以下	0.1

(注) 環境基準: 環境基本法第 16 条の規定に基づき、平成 9 年 3 月に設定された。生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響をおよぼすことがない値。

検出: 「検出」とは、報告下限値以上の濃度で検出されたものを指す。

なお、検出井戸数の延べ数は 84 井戸となるが、重複して検出された井戸があるため、実数は 89 井戸である。

2 定期モニタリング調査

前年度までに確認された汚染地点である39市町村210井戸について調査を行った。その結果、ひ素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。

定期モニタリング調査結果

調査項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸の測定値 (mg/l)
鉛	2(3)	0(0)	—
ひ素	35(30)	27(20)	0.012 ~ 0.28
四塩化炭素	20(18)	7(5)	0.0022 ~ 0.028
1,1-ジクロロエチレン	4(4)	2(1)	0.043 ~ 0.048
シス-1,2-ジクロロエチレン	2(2)	0(0)	—
1,1,1-トリクロロエタン	10(10)	0(0)	—
トリクロロエチレン	37(37)	5(4)	0.034 ~ 0.083
テトラクロロエチレン	53(57)	23(20)	0.011 ~ 0.1
セレン	1(1)	0(0)	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	99(85)	81(70)	11 ~ 110
ふつ素	1(0)	1(0)	9

(注) () 内は平成17年度結果

3 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準を超過または検出した地点の周辺16市町村129井戸で水質調査を実施した。

(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ふつ素については環境基準を超過した場合にのみ実施した。)

その結果、ひ素が5井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が18井戸で環境基準を超過した。

汚染井戸周辺地区調査結果

(環境基準項目)

調査項目	調査井戸数	環境基準超過数	環境基準超過井戸の測定値 (mg/l)
六価クロム	19	0	—
ひ素	35	5	0.022 ~ 0.044
テトラクロロエチレン	10	0	—
1,1-ジクロロエチレン	10	0	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	10	0	—
トリクロロエチレン	10	0	—
1,3-ジクロロプロペン	10	0	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	66	18	11 ~ 44
ふつ素	1	0	—

表1 測定項目別測定地点数

測定項目	測定地点数	測定回数
カドミウム	89	1
全シアン	89	1
鉛	89	1
六価クロム	89	1
総水銀	89	1
ひ素	89	1
ジクロロメタン	89	1
四塩化炭素	89	1
1,2-ジクロロエタン	89	1
1,1-ジクロロエチレン	89	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	89	1
1,1,1-トリクロロエタン	89	1
1,1,2-トリクロロエタン	89	1
トリクロロエチレン	89	1
テトラクロロエチレン	89	1
1,3-ジクロロプロパン	21	1
チウラム	21	1
シマジン	21	1
チオベンカルブ	21	1
ベンゼン	89	1
セレン	11	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	89	1
ふつ素	89	1
ほう素	89	1

表2 市町村別測定地点数

市町村名	地点数	市町村名	地点数	市町村名	地点数
水戸市	4	鹿嶋市	2	東海村	1
日立市	5	潮来市	1	大子町	3
土浦市	4	守谷市	1	美浦村	1
古河市	4	常陸大宮市	2	阿見町	2
石岡市	3	那珂市	2	境町	2
結城市	1	筑西市	3	利根町	2
龍ヶ崎市	3	坂東市	1		
下妻市	1	稲敷市	1		
常総市	2	かすみがうら市	2		
常陸太田市	5	桜川市	1		
高萩市	2	神栖市	3		
北茨城市	2	行方市	3		
笠間市	2	鉾田市	1		
取手市	2	小美玉市	1		
牛久市	2	茨城町	1		
つくば市	5	大洗町	1		
ひたちなか市	3	城里町	2	合計	89

別図 地下水質測定地点位置略図

